

## 令和 2 年度第 2 回小牧市都市計画審議会 議事録

### 1 日時

令和 3 年 2 月 16 日（火） 10 時から

### 2 場所

小牧市役所 東庁舎 5 階 大会議室

### 3 出席委員

大塚 俊幸	中部大学教授
萩原 聡央	名古屋経済大学教授
天野 正基	愛知県議会議員
山下 智也	愛知県議会議員
稲垣 武麿	尾張中央農業協同組合代表理事専務
社本 光永	小牧商工会議所副会頭
鈴木 照夫	小牧市建築設計事務所協会会長
舟橋 秀和	小牧市議会議長
加藤 晶子	小牧市議会議員
河内 伸一	小牧市議会議員
野々川 嘉則	小牧市議会議員
安江 美代子	小牧市議会議員
河合 博明	小牧警察署長
細 敏雄	小牧市区長会連合会長

### 4 欠席委員

和田 美保 アレルギーっ子のつどい クリスマスローズ

### 5 事務局

鵜飼 達市	小牧市都市政策部長
水野 隆	小牧市都市政策部次長
永井 浩仁	小牧市都市政策部都市計画課長
馬庭 貴彦	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係長
白木 裕之	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主任
鹿野 裕	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係技師
川島 充裕	小牧市都市政策部都市整備課長
大澤 正人	小牧市都市政策部都市整備課都市整備係長
丹羽 智則	小牧市都市政策部みどり公園課長
佐橋 浩二	小牧市都市政策部みどり公園課課長補佐
戸松 裕貴	小牧市都市政策部みどり公園課公園整備係長
川畷 君彦	小牧市都市政策部みどり公園課公園整備係主査

水野 知広 小牧市建設部建築課長  
白木 清 小牧市建設部建築課開発係長  
丹羽 信貴 小牧市建設部建築課建築係長

6 傍聴者  
0名

7 議事

第1 議事録署名者の選任

第2 議案審議

議案第2号 尾張都市計画公園の変更について（小牧市決定）

議題第3号 尾張都市計画地区計画の決定について（小牧市決定）

第3 報告事項

(1) 小牧市緑の基本計画について

(2) 小牧市立地適正化計画の居住誘導区域における土砂災害特別警戒区域  
の除外について

第4 その他

**【事務局（馬庭係長）】**

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、小牧市都市計画審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

これより、令和2年度第2回小牧市都市計画審議会を開催いたします。

本日の出席委員は14名でございますので、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本会議は成立をいたしております。

また、小牧市都市計画審議会運営規程第6条の規定により、本日の会議は公開とさせていただきます。

次に、会議の開催にあたり、事務局を代表して都市政策部長の鶴飼よりあいさつを申し上げます。

**【事務局（鶴飼部長）】**

皆様、改めまして、おはようございます。

都市政策部長の鶴飼でございます。

本日は、大変お忙しい中ご参集賜りまして誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より、本市の都市計画の適正な発展のため、ご指導、ご助言を賜っておりますことに関し、心より感謝を申し上げます。

さて、本日ご審議いただく議案につきましては、市町村決定の都市計画のうち、「尾張都市計画公園の変更について」及び「尾張都市計画地区計画の決定について」の2件であります。

また、報告事項といたしまして、「小牧市緑の基本計画について」、「小牧市立地適正化計画の居住誘導区域における土砂災害特別警戒区域の除外について」の2件であります。

委員の皆さまにおかれましては、活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

**【事務局（馬庭係長）】**

続きまして、大塚会長よりご挨拶をいただきます。

**【大塚会長】**

皆様、改めまして、おはようございます。

本日の議案審議の案件は「尾張都市計画公園の変更について」、「尾張都市計画地区計画の決定について」の2件でございます。また、報告事項として「小牧市緑の基本計画について」、「小牧市立地適正化計画の居住誘導区域における土砂災害特別警戒区域の除外について」の2件、説明があるとのことでありました。

いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただきますようお願い申し上げ、

簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

**【事務局（馬庭係長）】**

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、2回に分けて送付をさせていただいております。

追加資料とあわせて送付をさせていただきました「議事日程」をご覧ください。最下段に【報告資料1】、【報告資料2】と追記させていただいたものになります。

本日の資料は「議案第2号 尾張都市計画公園の変更」、「議案第3号 尾張都市計画地区計画の決定」、「報告資料1 小牧市緑の基本計画（概要版）」、「報告資料2 小牧市立地適正化計画の居住誘導区域における土砂災害特別警戒区域の除外について」の4点と審議会委員名簿及び事務局名簿であります。

不足している資料がございましたら、お申し付けいただければと思います。

よろしいでしょうか。ご確認ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、会長にお務めいただくことになっておりますので、大塚会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

**【大塚会長】**

それでは、議事日程に沿って議事を進めてまいります。

始めに、日程第1 議事録署名者の選任をさせていただきます。

小牧市都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定により、私からご指名させていただきます。

本日の議事録署名者を、萩原聡央委員と稲垣武磨委員を指名させていただきます。

よろしくお願いたします。

**【大塚会長】**

次に、日程第2 議案審議に入ります。

「議案第2号 尾張都市計画公園の変更について」事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

**【事務局（丹羽課長）】**

それでは、議案第2号 尾張都市計画公園の変更について、提案理由とその内容についてご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

議案第 2 号「尾張都市計画公園の変更について」であります。

提案理由は、小牧市において都市計画公園の適正配置を図るため、樋下公園、駅西公園の 2 つの公園について都市計画決定の手続きをお願いしようとするものであります。

初めに樋下公園についてご説明させていただきます。

公園の種別といたしましては、街区公園であります。

公園の番号及び公園名につきましては、2・2・768号 樋下公園、公園の位置につきましては小牧市大字小牧原新田字樋下、面積は約0.17ヘクタールであります。

只今申し上げました、種別、名称についてご説明いたします。

種別の街区公園は周辺に居住する方の利用に供することを目的とする公園で面積 約0.25ヘクタールを標準としております。

次に公園の名称でございますが、都市公園の場合、番号及び公園名で表しております。

番号は区分、規模及び一連番号の 3 つの数字で表示します。

最初の 2 は街区公園を示しております。次の 2 は規模を表し、面積 1 ヘクタール未満を示しております。

次の 3 ケタの数字は小牧市に割り振られている街区公園の一連番号であります。番号は 701 番から始まり樋下公園は街区公園で 68 番目となります。

2 ページ、をお願いします。

本市では、市の最上位計画となります「小牧市まちづくり推進計画 第 1 次基本計画」におきまして、都市公園を都市の緑の中核と位置づけ、安全で快適な公園整備を進め、市民がうるおいを感じることができる緑とやすらぎのある美しいまちを目指しております。

また、都市公園の整備目標として、市民一人当たりの公園面積を現状の一人当たり 7.5 平方メートルから長期的には一人当たり 10 平方メートルの確保を目指し公園の適正配置を進めているところであります。

3 ページをお願いします。

樋下公園予定地は、名鉄小牧線小牧原駅西側の小牧原樋下土地区画整理事業地内に位置し、周辺を住宅地等に囲まれ当該事業区域周辺には、住民が日常的に集い、子供たちが安全に遊ぶことができる身近な都市公園が未整備であり、公園整備の必要性が高い地域であります。

5 ページをお願いします。

規模の妥当性についてです。街区公園の標準面積 0.25ヘクタールに不足しておりますが、地域住民に身近な憩いの場を提供するとともに、災害時の一時的な避難場所として、

また、子供の安全な遊び場所を確保できることから、公園の規模としては妥当であると考えております。

また、参考として、位置を示す図面、計画区域を示す図面及び平面計画の図面を添付しておりますので、ご参照下さい。

次に、経過と今後の手続きであります。昨年の11月に都市計画法第16条第1項の規定に基づく公聴会を開催しました。そして、1月15日から1月29日までの2週間、法第17条第1項の規定に基づき変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。このあと、議決をいただきますと、県知事との協議を経た後に変更決定の告示を行う予定であります。

以上簡単ではありますが、樋下公園の説明とさせていただきます。  
続きまして、駅西公園について、都市整備課よりご説明させていただきます。

**【事務局（川島課長）】**

それでは、駅西公園についてご説明させていただきます。

1ページにお戻りください。

公園の種別といたしましては、街区公園であります。

公園の番号及び公園名につきましては2・2・769号 駅西公園、公園の位置につきましては小牧市中央一丁目、面積は約0.18ヘクタールであります。

4ページをお願いします。

駅西公園予定地は、本市の玄関口である名鉄小牧駅の西側に隣接し、この地域は、本市の商業・業務の中心的地域であるとともに、周辺にはマンションや住宅が立地していることなどから、都市環境や都市の防災性の向上、人々のレクリエーションの空間や良好な都市景観の形成がもたらされる場所と見られます。

こうしたことから、当該計画地では、地域住民のみならず、来訪者がつどい・滞在し・交流できる空間を提供し、中心市街地において「歩きたくなる」まちの形成に寄与するとともに、都市における防災空地や一時避難場所としての機能を併せ持ち、さらには、まちの玄関口での緑豊かな良好な景観形成が図られるものと考えております。

5ページをお願いします。

規模の妥当性についてです。本公園につきましては、これまでロータリーとして利用されていた駅前広場の一部を都市公園として再整備するものであり、街区公園の標準面積0.25ヘクタールに不足しておりますが、先ほどご説明いたしました、つどい・滞在し・交

流できる空間や良好な都市空間の提供が図られることから、公園規模としては妥当であり、本市が目指す都市公園の整備目標指標の向上に貢献するものと考えております。

また、駅西公園につきましても参考として、位置を示す図面、計画区域を示す図面及び平面計画の図面を添付しておりますので、ご参照下さい。

次に、経過と今後の手続きにつきましては、先ほどご説明させていただきました樋下公園と同じでありますので省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第2号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**【大塚会長】**

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。いかがでしょうか。

**【安江委員】**

樋下公園及び駅西公園について、それぞれ供用開始がいつ頃なのかお尋ねします。

また、駅西公園の予定地については整備着手までの間、暫定的に駐車場を設置される様ですが、駅西公園の整備着手がいつ頃になるのかお尋ねします。

**【事務局（丹羽課長）】**

樋下公園につきましては令和3年度に実施設計を行い、その後、公園整備に着手いたします。

**【事務局（川島課長）】**

駅西公園につきましては資料13ページの計画図にお示しするとおり、駅周辺の状況に柔軟に対応するため、新図書館のオープンに合わせた3月末までに、駅前広場の南側において約28台分ではありますが暫定的に駐車スペースを整備する予定であります。

そのため、当該駐車スペースの位置に整備を予定する駅西公園の整備時期につきましては、周辺駐車場の利用状況等を踏まえながら実施したいと考えております。

なお、供用開始時期につきましては令和3年度末を予定しております。

**【細委員】**

過去に駅西公園の予定地周辺にある駒止公園を廃止するという話を聞いたことがありますが、それぞれの公園の位置付け、在り方をお尋ねします。

**【事務局（川島課長）】**

駒止公園につきましては今後に利用状況等を踏まえまして、公園としての在り方を検討してまいりたいと考えております。

また、こまきこども未来館や中央図書館のオープン後の駐車需要なども踏まえまして、公園として維持していくのか判断していく必要があると考えております。

なお、駅西公園の都市計画決定に合わせまして駒止公園を廃止するというものではありませんのでご承知おきください。

**【加藤委員】**

名鉄小牧駅ビルと当該計画公園との間の道路について、従来計画では、廃止され小牧駅前線から小牧駅西駅前広場への車両の出入りはできなくなり、代わりに小牧駅西線からの出入りが可能となるとの認識をしておりましたが、計画図を拝見すると小牧駅前線と小牧駅西駅前広場が接続する計画となっています。

小牧駅前線及び中央二丁目5号線の双方と小牧駅西駅前広場が接続されると非常に便利であると考えます。

**【事務局（川島課長）】**

小牧駅西駅前広場への出入りにつきまして、資料16ページの参考図にお示しをさせていただいておりますが、小牧駅前線と接続するよう暫定整備する予定であります。

その後、駅東側での桃花台線インフラ撤去後に着手を予定する駅東駅前広場の整備が完了し、タクシー乗降場を駅西側から駅東側に移設する令和6年度以降に小牧駅西駅前広場の本整備を行うこととしており、小牧駅西線からの出入りを含め、関係機関と協議を行い、今後、整備内容を検討してまいりたいと考えております。

**【大塚会長】**

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第2号「尾張都市計画公園の変更について」は、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、異議なしと認めます。よって、議案第2号「尾張都市計画公園の変更について」は原案のとおり可決されました。



【大塚会長】

続きまして、「議案第3号 尾張都市計画地区計画の決定について」を議題といたします。  
事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

【事務局（永井課長）】

それでは、議案第3号 尾張都市計画地区計画の決定について、提案理由とその内容を説明させていただきます。

はじめに、議案をご説明する前に、地区計画制度につきまして説明させていただきます。

一般的に、土地利用や建築物等を建築しようとする場合にあっては、都市計画法の用途地域や建築基準法などの制限を受けることとなりますが、地区計画につきましては、地域の特性に応じ、さらにきめ細かい規制・誘導を図るため、一定のまとまりを持った「地区」を対象に、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限などを定めることにより、周辺地域と調和した良好な住環境及び工業環境の形成と保全を図るための都市計画の制度であります。

併せて、都市計画で定める地区計画の内容を実効的なものとするため、本市におきましては、「小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の中で、建築物に関する具体的な制限を定めております。

なお、現在、本市におきましては、9つの地区で地区計画を定めております。

それでは、議案第3号 尾張都市計画地区計画の決定についてご説明申し上げます。

提案理由であります。下小針中島二丁目地区計画の区域につきましては、従前、製造業が立地しておりましたが、土地売買により新たな民間事業者が取得し、工業地としての土地利用が予定される区域であります。

この区域は、市街化調整区域であり、今後、将来にわたって、周辺環境と調和した良好な工業環境の形成と保全が図られるよう、地区計画を決定しようとするものであります。

続きまして、当該地区計画の内容についてであります。

議案書の1ページをお願いします。

名称は下小針中島二丁目地区計画、位置は小牧市下小針中島二丁目、多気中町の一部、地区面積は約9.0ヘクタールであります。

2ページ、総括図をお願いします。

図面左下となりますが、当該地区計画は本市の南西部であり、国道41号及び名古屋高速道路11号小牧線等に隣接した広域交通の利便性が高い地区であり、本市都市計画マス

タープランにおいては、工場や物流、先端産業系の新産業、研究開発等に関わる施設としての土地利用を想定する「産業候補地区」に位置づけております。

3 ページ、計画図をお願いします。

こちらは、当該地区計画の区域界をお示ししております。

恐れ入りますが、1 ページにお戻りください。

表中4行目となりますが、地区計画の目標についてであります。

土地利用の規制、誘導を図り、周辺環境とも調和した良好な工業環境の形成と保全を図ることを目標とします。

次に、区域の整備・開発及び保全に関する方針についてであります。

土地利用の方針では、周辺環境への影響に留意するとともに、製造業及び物流施設を主とした工業系の土地利用に純化することにより、周辺地域と調和した良好な工業環境の形成と保全を図ることとします。

建築物等の整備の方針では、周辺環境に配慮した工業環境の形成と保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度を定めることとします。

その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針では、ゆとりと潤いのある工業環境の向上及び周辺環境との調和を図るため、地区内の緑化に努めることとします。

その下段、地区整備計画、建築物等に関する事項であります。

建築物等の用途の制限では、当該地区で建築できるものをあげております。

1 として、物品の製造又はその研究開発の事業の用に供される施設。

なお、ただし書きに記載しております、建築基準法別表第2（る）項第1号及び第2号に掲げるものとは、火薬、可燃性ガス、塩素、臭素、硫黄、肥料などの製造やアスファルトの精製等を行う工場が該当するほか、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物が該当し、こうしたものは建築できないこととするものであります。

2 として、輸送、保管、荷さばき、流通加工などの物流施設、その他の物資の流通に係る業務の用に供する建築物。ただし、1と同様、建築基準法 別表第2（る）項第2号に掲げるものとして、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物を除くものであります。

3 として、巡査派出所、公衆電話所その他公益上必要なもの。

これは、従前から区域内に交番が立地しているためであります。

4 として、1 から3 までの建築物に付属するものであります。

建築物の敷地面積の最低限度では、5, 000 平方メートルとするものであります。

これは、土地が細分化され小規模な工場等が乱立することに伴い、工業環境が悪化することを防止するためであります。

次に、壁面の位置の制限であります。

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区の区域界とする道水路境界線及び道水路境界線以外の敷地境界線までの距離は10メートル以上とするものであります。

ただし、巡査派出所その他これに類する公益上必要なもの又は管理事務所、守衛所その他これらに類する用途に供し、軒の高さが9メートル以下で、かつ、壁面の位置の制限の距離に満たない部分の床面積の合計が50平方メートル以内の建築物又は建築物の部分の壁面は除くものであります。

次に、建築物の高さの最高限度についてであります。

当該計画区域の周辺には住宅のほか小中学校が立地していることを踏まえ、区域内に高層建築物が建築された場合の日影による影響を考慮し、制限を設けるものであります。

なお、ここに記載の制限内容につきましては、市街化区域内の第1種低層住居専用地域と同等となるような日影規制となっており、冬至の日に所定の位置において日陰となる時間を一定の時間内に抑えようとするものであります。

続きまして、都市計画の手続きの経過につきましてご説明申し上げます。

本議案につきましては、都市計画法第16条第1項の規定に基づき、当該計画案の作成にあたり住民の意見を反映するための措置として、公聴会を開催し、意見を述べようとする方の募集を行いました。公述申立がありませんでした。

その後、都市計画法第16条第2項の規定に基づく小牧市地区計画等の原案の掲示方法及び意見の提出方法に関する条例第2条の規定による縦覧を令和2年11月4日から11月18日にかけて2週間行いました。期間内の縦覧者は2名で、意見の提出はありませんでした。

縦覧後、愛知県に対し12月4日に事前協議申請を行い、12月28日付けで県から、異存のない旨の回答をいただきました。

そして、都市計画法第17条の規定に基づく縦覧を令和3年1月15日から1月29日にかけて2週間行い、期間中の縦覧者は1名で、意見書の提出はありませんでした。

議案書の4ページをお願いします。

こちらは、縦覧の際に添付しました理由書でございます。先ほど、ご説明申し上げた内容と重複いたしますので説明を割愛させていただきます。

最後に、本日、ご議決をいただきました後の手続きでございますが、愛知県知事との協

議を行うとともに、「小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の一部を改正する条例を3月議会に上程し、その後、条例の施行日と同日付けで地区計画の決定告示を行う予定であります。

以上、簡単ではございますが、議案第3号についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**【大塚会長】**

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。発言はありますか。

**【河内委員】**

1ページ計画書の中段にあります建築物等の用途の制限において記載のある「建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要なもの」とは具体的にどのようなものでしょうか。

**【事務局（永井課長）】**

例えばですけれども、郵便局で延べ面積が500平方メートル以内のもの、地方公共団体の支所又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設などで延べ面積が600平方メートル以内のもの、路線バスのバス停留所の上屋、電気通信事業法、ガス事業法、水道法等に規定する事業の用に供する施設であります。

**【安江委員】**

先ほだのご説明にもありましたとおり、当該計画区域周辺には小中学校及び住宅が隣接しておりますので、将来的にどのような建築物が立地するのか心配をしているところがございますが、住民説明会等はされているのでしょうか。

**【事務局（永井課長）】**

説明会という形のものには開催いたしておりませんが、住民の方の意見を反映するための措置として、公聴会にて意見を公述される方の募集を行いました。結果として公述される方は見えませんでした。

また、その他にも都市計画法の規定に基づく手続きとして縦覧を行っており、当該計画につきましても、広報こまきなどで3回の周知を行っているという経過でございます。

**【安江委員】**

土地利用の計画については、当該地区計画が都市計画決定された後、開発を行う民間事業者が近隣住民に対し説明会を開催するという認識でよろしいでしょうか。

**【事務局（永井課長）】**

近隣住民の方に対しましては、必要に応じて事業者から説明会などで調整が図られるものと認識しております。

**【大塚会長】**

安江委員が心配されていることは、当該地区で土地利用が図られることにより周辺の住環境にどの程度影響があるのかということかと思えます。

この地区計画制度は、周辺環境への影響に留意し調和を図ることを目的として、一般的な市街化調整区域よりも厳しい制限を加えることで計画的な土地利用の誘導を図ろうとするものであると理解しております。

現段階では当該計画により、どの程度周辺環境に対して保全と調和が図られるかということが定量的には分かりかねますが、本制度の趣旨がそういうものであるということでご理解いただければよろしいかと思えます。

**【鈴木委員】**

当該計画区域周辺には教育施設がありますが、建築基準法の規定に基づく日影規制の他に、教育施設等に日影となる部分を生じさせる場合には、その日影による影響について特に配慮しなければならないとする規定があるためご留意いただきたいと思えます。

**【事務局（永井課長）】**

当該地計画では日影による周辺環境への影響を考慮し、地区計画で制限することが可能な範囲で建築物の高さの最高限度を定めることとして、第一種低層住居専用地域と同様の最も厳しい制限とさせていただいております。

また、建築物の立地検討にあたって個別法令などによる規制がある場合には、その規定を遵守し個別にご対応いただく必要がございます。

**【大塚会長】**

他にありませんか。無いようでありますので採決に入ります。

「議案第3号 尾張都市計画地区計画の決定について」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって「議案第3号 尾張都市計画地区計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

**【大塚会長】**

次に、日程第3 報告事項に入ります。

1点目、「小牧市緑の基本計画について」事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局（戸松係長）】**

それでは、報告事項の1点目、「小牧市緑の基本計画について」ご説明をさせていただきます。

小牧市緑の基本計画につきましては、現計画の計画期間が令和2年度末に満了となることから、令和元年度より改定委員会を設置し、緑に関する社会情勢の変化を踏まえ、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする新たな計画（案）をとりまとめ、昨年12月4日から1月7日まで、パブリックコメントを行いました。提出された意見はありませんでした。

このため、原案のとおり改定作業を進め、本日、概要版ではありますが資料として配布させていただいております。

今回策定した基本計画では、「魅力・活力創造都市を彩り支える小牧の緑」を基本理念として掲げ、様々な施策に取り組み緑のまちづくりを推進してまいります。

なお、本計画につきましては、市のホームページ等において公表し周知を図ってまいります。

以上、簡単ではございますが、「小牧市緑の基本計画について」の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**【大塚会長】**

事務局からの説明は終わりました。

報告事項ではありますが、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【大塚会長】**

ご質問等が無いようですので、それでは2点目、「小牧市立地適正化計画の居住誘導区域における土砂災害特別警戒区域の除外について」事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局（馬庭係長）】**

それでは、報告事項の2点目、「小牧市立地適正化計画の居住誘導区域における土砂災害特別警戒区域の除外について」説明させていただきます。

報告資料2の1ページをお願いします。1経緯であります。

本市の立地適正化計画につきましては、平成29年3月に策定しており、その中で、居住誘導区域を設定しております。

ここで、立地適正化計画について簡単に説明させていただきますと、都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき、人口の急激な減少と高齢化を背景として、安心できる快適な生活環境と持続可能な都市経営を推進するため、都市計画の基本的な方針である小牧市都市計画マスタープランと調和しつつ、コンパクトプラスネットワークの考えのもと、居住誘導区域や都市機能誘導区域などを定めたものであります。

具体的には、人口減少の中であっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域を「居住誘導区域」、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域を「都市機能誘導区域」としております。

資料の説明に戻ります。

平成29年3月の立地適正化計画の策定後、平成30年3月に、愛知県が土砂災害特別警戒区域の追加指定を行いました。本市の居住誘導区域内においても、後ほど説明いたします2箇所において、いわゆる「災害レッドゾーン」の一つである土砂災害特別警戒区域が新たに追加指定されたものであります。

そして、令和2年9月に都市再生特別措置法等の一部が改正され、同法施行令の一部改正により、土砂災害特別警戒区域には居住誘導区域を定めてはならないこととなり、その施行日が令和3年10月となっております。

この背景といたしましては、昨今頻発・激甚化する自然災害に対応するため、国を挙げて安全なまちづくりを進めようとするものであります。

こうしたことから、本市におきましても、立地適正化計画策定後に、土砂災害特別警戒区域の指定があった箇所を居住誘導区域から除外しようとするものであります。

指定状況の表をご覧ください。本市におきましては、災害レッドゾーンのうち、土砂災害特別警戒区域のみが指定されており、さらにそのうち、急傾斜地及び土石流で指定がされておりますが、本市立地適正化計画の居住誘導区域においては、急傾斜地のみが存在するものであります。

2 変更内容についてであります。

アとして、土砂災害特別警戒区域の追加指定状況であります。

図にお示しするとおり、久保一色及び岩崎地内の2箇所が、従前は無指定であったところ、新たに指定されたものであり、土砂災害特別警戒区域を赤色で、土砂災害警戒区域を黄色で表しております。

2ページをお願いします。

イとして、立地適正化計画の変更案であります。現行の市全体の居住誘導区域は図のとおりであり、水色で着色した区域であります。

その下、拡大図をお願いします。久保一色、岩崎のいずれにつきましても、先ほどの赤色の部分である土砂災害特別警戒区域を除外するものであります。

なお、イエローゾーンである土砂災害警戒区域につきましては、従前から、小牧市地域防災計画に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備、避難訓練の適宜実施、小牧市防災ガイドブックの配布などの対応を行うことをもって、居住誘導区域に含めており、変更はございません。

3ページをお願いします。

3 今後のスケジュールであります。

本日、除外の方針を報告させていただいた後の手続きでございますが、地権者の方々にお知らせした後、5月中旬から6月中旬までパブリックコメントを実施し、7月中旬に結果を公表いたします。その後、8月中旬に当審議会に諮問をさせていただき、同意をいただければ、9月中旬に公表する予定であります。

最後に参考となりますが、地権者の方々の手続きに変化があるのかどうかであります。一定の建築につきましては届出をしていただく必要が生じます。居住誘導区域外の敷地において、3戸以上の住宅を建築する場合、また、建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合には、都市再生特別措置法第88条の規定により届出が必要となります。

以上、簡単ではございますが、「小牧市立地適正化計画の居住誘導区域における土砂災害特別警戒区域の除外について」の報告とさせていただきます。

**【大塚会長】**

事務局からの説明は終わりました。

ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

**【大塚会長】**

ご質問等が無いようですので、次に、日程第4その他でございますが、事務局から何かございますか。



**【事務局（永井課長）】**

その他といたしまして、事務局から2点ございます。

1点目としまして、本審議会の会議録でございますが、会議終了後、事務局で作成し、委員の皆様にご確認をお願いさせていただきます。

その後、大塚会長及び本日の議事録署名者でありますお2方にご署名いただき、市役所内の情報公開コーナー及び市のホームページにて公開をさせていただきます。

2点目としまして、次回審議会の開催予定でございます。

次回につきましては、来年度になりますが、現時点では開催時期が未定のため、改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上となります。

**【大塚会長】**

そのほか、委員の皆様方から会議全体を通して何かご発言いただくことはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、以上をもちまして本日の日程は全て終了といたします。

これをもちまして令和2年度第2回小牧市都市計画審議会を閉会いたします。

ご協力いただきまして、どうもありがとうございました。